

## ～高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の申請から支給までの流れ～

### 1. 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の相談（地域包括支援センターへ）

※改修を行う事前に相談してください



### 2. 改修前の申請（①、②、③の書類を揃えて、地域包括支援センターが代行）

※申請は各区役所ごとになります。

#### ①地域包括支援センターで準備するもの

- 申請書
- 理由書

#### ②工事業者で準備するもの

- 工事図面（略図）
- 工事見積書
- 改修予定箇所の写真（改修箇所ごとに撮影日が入ったもの）

#### ③本人及び、家族で準備するもの

- 所得証明書
- 改修する住宅が借家の場合は、住宅所有者の承諾書



### 3. 審査（市役所）

当該住宅改修が適切なものか審査します。



### 4. 審査結果の通知（申請者へ）

「高齢者にやさしい住まいづくり助成事業決定（却下）通知書」が届きます。



### 5. 施行、完成（工事業者）

承認を受けた内容に基づいて改修工事を行います。

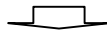


### 6. 工事完了報告・助成金請求申請（市役所へ）

#### ①高齢者にやさしい住まいづくり助成事業工事完了報告書

- 領収書
- 改修完了後の写真（改修前と回収後が比較できる写真で撮影日が入ったもの）

#### ②高齢者にやさしい住まいづくり助成金請求書



### 7. 支給決定

着工前及び完了後に提出された申請書及び書類を審査し、支給を決定します。

※着工前の申請を受けていても、完了後の審査で適切でないと判断された場合は、助成金を支給しない場合があります。